

○岡山県新進美術家育成支援基金条例

平成十九年三月二十日  
岡山県条例第二十八号

岡山県新進美術家育成支援基金条例をここに公布する。

岡山県新進美術家育成支援基金条例

(設置及び目的)

第一条 岡山県にゆかりのある新進美術家の創作活動を支援し、次代を担う美術家を育成することにより、岡山県の文化の振興を図り、もって日本の文化の発展に寄与するため、岡山県新進美術家育成支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として、前条の目的のために岡山県出身の伊藤謙介氏から寄附された寄附金及び株式に係る配当金を積み立てる。

(賞)

第三条 第一条の目的を達成するため、岡山県新進美術家育成「I氏賞」を設置する。

2 岡山県新進美術家育成「I氏賞」の対象となる者の要件、選考方法その他必要な事項については、知事が別に定める。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するため特に必要な場合に限り、これを処分することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年条例第五三号)

この条例は、令和四年十二月二十三日から施行する。